**○内閣府告示第二百三十号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第九項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第四百八十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県
二　地域再生計画の名称　地域再生計画「石川県産業革新戦略」
三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）

**○内閣府告示第二百三十一号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第八十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県
二　地域再生計画の名称　設備投資促進による長野県経済活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）

**○内閣府告示第二百三十二号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第九項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百八十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　三次市
二　地域再生計画の名称　「リバーリバイブ　みよし」三次水環境再生計画Ⅱ
三　地域再生計画の区域の範囲　三次市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

**○内閣府告示第二百三十四号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百二十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年六月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県
二　地域再生計画の名称　産学官連携等による「かごしま産業おこしへの挑戦」地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五②）、地域イノベーション創出実証研究補助事業（三の六）及び地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成（三の六）

**○内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、告示第一号**

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十四条第一項の規定に基づき、株式会社企業再生支援機構支援基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年七月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社企業再生支援機構支援基準の一部を改正する告示

株式会社企業再生支援機構支援基準（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

Ⅰ1(2)を次のように改める。

(2)　申込事業者が、支援決定が行われると見込まれる日から3年以内に、次に掲げる①生産性向上基準及び②財務健全化基準を満たすこと。

なお、各指標の計算方法については、「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針」（平成23年財務省・経済産業省告示第3号）において別に定めるところによる。

①　生産性向上基準

次のa）からd）までのいずれかを満たすこと。

a）自己資本当期純利益率（注）が2％ポイント以上向上

b）有形固定資産回転率が5％以上向上

c）従業員1人当たり付加価値額が6％以上向上

d）a）からc）までに相当する生産性の向上を示す他の指標の改善

㈱　企業再生ファンド、他の事業会社等による事業の買収を伴う等事業部門単位で指標を判断することが必要な場合にあっては、当該事業部門の属する事業分野の特性に応じて、総資産減価償却費前営業利益率、総資産研究開発費前営業利益率又は総資産減価償却費前研究開発費前営業利益率のいずれかの指標を選択することができる。

②　財務健全化基準

次のa）及びb）のいずれも満たすこと。（注1）

a）有利子負債（資本性借入金がある場合は当該借入金を控除）のキャッシュ・フローに対する比率が10倍以内（注2）

b）経常収入が経常支出を上回ること。

（注1）申込事業者が国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けている場合においては、次のイ）及びロ）のいずれも満たすことを条件として、当該補助金等の額をキャッシュ・フロー及び経常収入の額に算入することができるなど、当該補助金等の交付を受けられることを前提としてa）及びb）を満たすかどうかを判断することができる。

イ）当該補助金等の目的、その目的に応じた必要額及びその積算根拠が明確であるなど、透明性が確保されていること。

ロ）当該補助金等を交付する者が、その財政力等の観点も踏まえつつ、その自主的な判断に基づき、一定の期間継続して当該補助金等の交付を行う蓋然性が高いと見込まれること。